

総行行第102号
平成31年3月29日

各都道府県総務部長 殿
各都道府県議会事務局長 殿
各指定都市総務局長 殿
各指定都市議会事務局長 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

電子マネーを利用した公金の収納について

平成30年地方分権改革に関する提案募集において、電子マネーを利用した使用料等の公金収納の取扱いの明確化について提案がありました。

本提案の内容については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の2に基づく指定代理納付者制度の活用により現行においても実施可能とされているところですが、その実施に当たり留意すべき事項について取りまとめましたので、下記のとおりお知らせします。

各都道府県総務部長におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、この趣旨を周知願います。

なお、本通知は、法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 電子マネーを利用した公金の収納に係る法第231条の2第6項の適用について

電子マネー（利用する前にチャージを行うプリペイド方式（前払い方式）を想定）を利用した公金の収納に係る法第231条の2第6項の適用については、電子マネー事業者を同項に規定する指定代理納付者として指定し、当該指定代理納付者が交付し又は付与する電子マネーを同項に規定する証票その他の物又は番号、記号その他の符号とした上で、納入義務者が当該電子マネーを用いた公金の支払手続を申し出た場合、地方公共団体がそれを承認すること

で対応が可能であること。

また、この場合において、当該地方公共団体は、歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができること。

2 電子マネーの取扱いに関する契約等の締結に関する留意事項について

地方公共団体と指定代理納付者との間では、電子マネーの取扱いに関する契約等を締結する必要がある、その内容としては、①電子マネーによる納付ができる歳入の種類に関すること、②地方公共団体が指定する日に関すること、③指定代理納付者から地方公共団体への支払いに関すること、④指定日までに支払いを行わなかった際の延滞金等に関すること、⑤手数料に関すること、⑥個人情報の保護に関すること、⑦加盟店契約の解除に関すること等が想定されるものであること。

①について

歳入の種類については、地方公共団体が住民のニーズ等を踏まえて決定することが適当であることから、法ではその範囲を限定していない。したがって、指定代理納付者と締結する契約等においてその対象を具体的に定めるとともに、納入義務者に周知する必要があること。

②について

法第231条の2第6項に規定する「指定する日」の設定に当たっては、歳入に係る納期限、指定代理納付者の事務処理に要する日数等を踏まえて適切に設定するとともに、指定代理納付者と締結する契約等においてあらかじめ定めておくものであること。

④について

地方公共団体の長が指定する日までに指定代理納付者から歳入が納付されなかった場合は、当該指定する日の翌日以降で指定代理納付者から納付があった日までの延滞金が発生することとなるが、上記1の場合、債権者である地方公共団体と引受人である指定代理納付者の合意（契約の締結等）が必要であり、契約等において、当該延滞金等を当該指定代理納付者が負担し納付することをあらかじめ規定しておくことに十分留意すべきものであること。

また、他の不測の事態が生じた際の取扱い等についても、同様に契約等において規定しておくことが適当であること。

⑤について

地方公共団体が電子マネーによる公金の納付を導入する場合における指定代理納付者に対する手数料の取扱いについては、それぞれの地方公共団体において導入の効果と経費を比較検討するなどの上、適切に決定すべきものであること。

具体的には、電子マネーによる公金の納付の対象とする歳入の取扱い件

数、事務量、口座振替の方法や地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第158条第1項の規定に基づく歳入の徴収又は収納事務の委託等の他の方法による場合の手数料との比較や、収納事務の効率化等について十分検討することが必要であること。

⑥について

地方公共団体が、指定代理納付者を指定するに当たっては、納入義務者に係る個人情報の取扱いについて十分に留意し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいた適切な措置が講じられるよう、指定代理納付者と締結する契約等においても、秘密の保持、個人情報の漏えい防止措置の義務づけや当該情報の目的外利用の禁止など、個人情報の保護に必要な措置を講ずべきものであること。

3 その他

上記のほか、法第231条の2第6項に基づく公金の納付に関する運用上の留意事項については、「地方自治法施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）」（平成18年11月22日付け総行行第198号）を参考にされたいこと。

以上